

# 基礎研 レター

## 改正債権法の解説④ フリマアプリトラブル、どうなる？

保険研究部 取締役研究理事 松澤 登  
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

2020年4月1日施行の改正債権法（新民法）解説の4回目は売買契約と契約の不履行について説明を行いたい。

ネット社会になっていろいろな変化が現れたが、そのうちのひとつにフリマアプリの浸透によって「C to C」取引（カスタマー to カスタマー、個人間取引）が盛んになってきたということがある。経済産業省の資料によれば、2018年のフリマアプリの市場規模は6,392億円（前年4,835億円、前年比32.2%増）に達したとのことである<sup>1</sup>。

フリマアプリに限らず、売買契約では売り手側、買い手側の約束の不履行を如何に防ぐか、ということが課題である。たとえばフリマアプリではフリマアプリ運営業者が買い手側から代金を預かって、きちんと商品が買い手側に届いたことが確認されてから売り手側に支払う。また、買い手側が代金を支払ったものの物品が届かないケースで一定の条件を充たした場合は、フリマアプリ運営業者が代金相当分を買い手側に補填するなど、安心して取引できる環境確保のためのさまざまな仕組みを採用している。

フリマアプリを利用した売買の注意点としては、①出品者が所有している「特定」の物品の売買となるため、その物品にもともと不具合があったような場合に代替の物品を出品者から手に入れることができないこと、また②出品者が通常、プロではないため修理がきかないこと、③買主もプロではないため、ちょっと手にとって確認すればすぐ分かるような不具合に気づかないことがあることなどが挙げられる。そもそも商品売買を業としてない個人同士の話なので、双方ともトラブルに慣れていないことも多いと思われる。

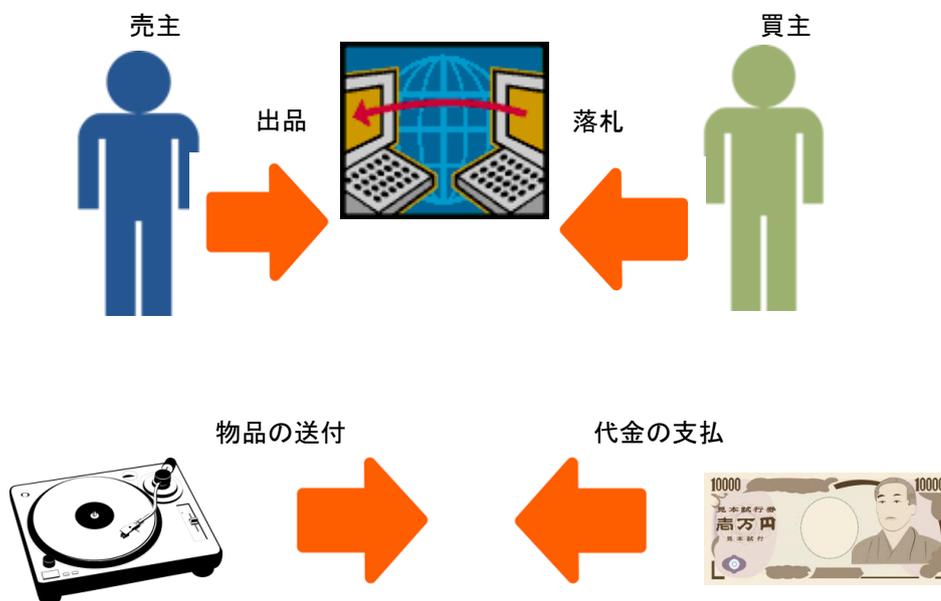
本稿では、改正債権法が売買契約のトラブルにどのような規律を当てはめているかを見て行きたい。

<sup>1</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190516002/20190516002.html> 参照。

中でも売り手側に悪意が無い場合をケースとして取上げる<sup>2</sup>。なお、各アプリの取扱の詳細は各事業者の利用規約をお読みいただきたい。

さて、本稿では、最近ひそかなブームとなっているアナログレコードのプレーヤーをフリマアプリで売買したというケースを取上げて検討を加えたい(図表1)。

【図表1】



## 2——売主の契約内容不適合責任

### 1 | 現行民法の規律—瑕疵担保責任

本稿ではプレーヤーの一部機能に不具合があるという状況を想定する。具体的には 33 回転では正常に作動するが、45 回転では動きにムラがあるとする(図表2、以下本ケース)。アナログレコードを知らない世代向けに説明すると、レコードには一分間に 33 回転するものと 45 回転するものがあり、概ねシングル(表裏一曲ずつのみ収録)は 45 回転、アルバム(表裏 6 曲程度ずつを収録)は 33 回転である。

【図表2】

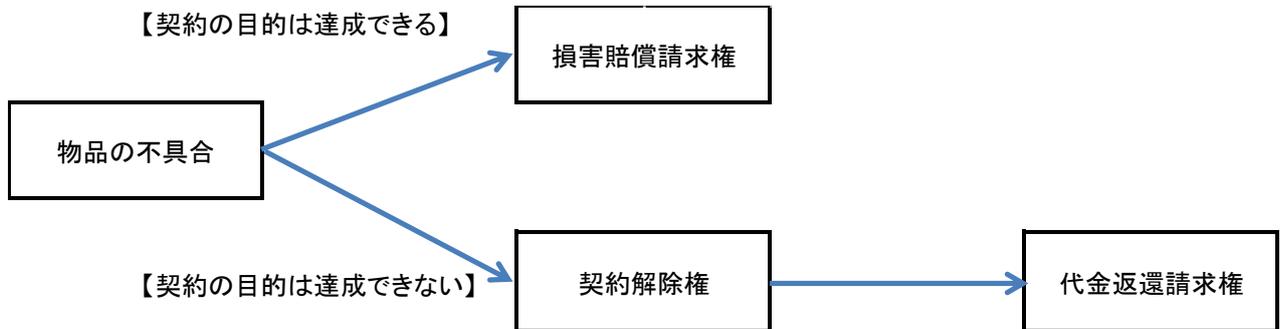


売主はもともと 33 回転のレコードしかもっておらず、その問題には気づいていなかった。したがって出品に当たってもそのことを表示していなかった。

<sup>2</sup> 売り手の悪意(故意)等を立証できない場合も同様である。

落札者も多くは33回転レコードを聴く予定ではあったが、持っていた45回転レコードを聴いたところ問題が発覚したとする。この場合、「特定」された物品の売買で、その「特定」の物品に不具合があったということから現行民法では「隠れた瑕疵（かし）」（＝見えない欠陥や不具合）の問題として処理されてきた（現行民法第570条）<sup>3</sup>。特定物の不具合の場合には、現行民法では損害賠償請求を行なうか、契約の目的が達成できないと考えられる場合には契約解除ができる（図表3）。なお、不特定物の不具合は別のルールで処理されるが、説明は割愛する<sup>4</sup>。

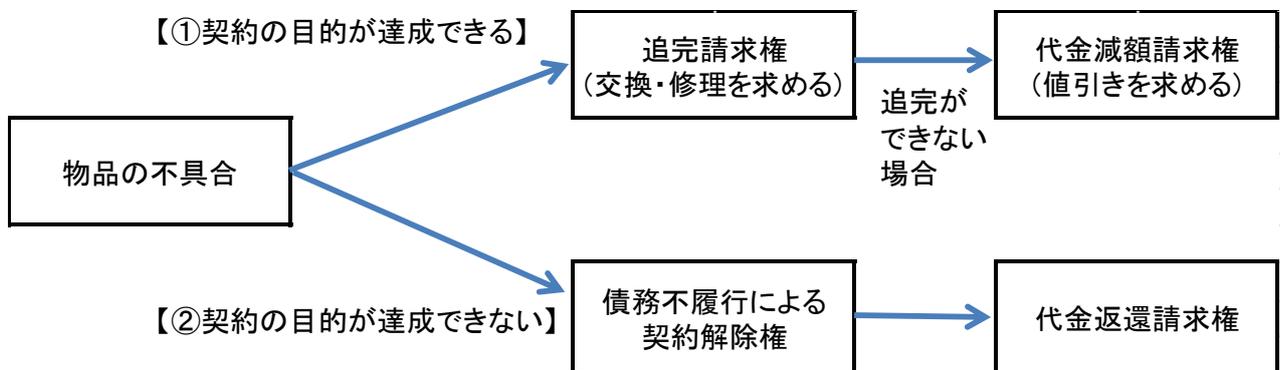
【図表3】



## 2 | 改正債権法の規律—売主の契約内容不適合責任

改正債権法では、①契約の目的が達成できる場合と、②契約の目的が達成できない場合で処理が異なる。最初に全体像を示すと図表4の通りである。

【図表4】



以下、説明すると、まず①契約の目的が達成できるとした場合、次に「目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合」するかどうかを判断することとなる（特定物・不特定物を問わない）。そして適合しない（たとえば品質が不十分である）場合は追完（ついかん、交換や修理をすること）を求めることができる（新民法第562条）。追完の方法は原則として買主が指定できる。

買主が追完の催告を行っても、売主が応じない場合には代金減額を請求できる（新民法第563条第1

<sup>3</sup> レコードプレーヤーではレコードを再生することが通常の機能であり、通常機能を有することを前提として購入しているのは明らかと考えれば、錯誤として無効とすることもできると考えられる（現行民法第95条、なお、改正債権法では錯誤の効果は表意者（＝落札者）からの取消とされた（新民法95条）。

<sup>4</sup> たとえばプレーヤーの製造・販売業者なら同じ型の商品の在庫がたくさんあるはずで、この場合は不具合のない商品を提供しなかった債務不履行の問題として処理される（現行民法415条）。

項)。ただ、特に個人間売買では通常は売主が修理できるとも思えないので、催告も必要とせず、直ちに代金減額請求権を行使することができる場合が多いものと思われる(新民法第563条第2項第1号)。

たとえば、本ケースでも、プレーヤー自体が数の少ない名品であり、買主が保有すること自体にも価値を感じているような場合は、②のような契約解除権を行使するのではなく、代金の減額を請求することにメリットがある。また、本ケースとは別の例、たとえばプレーヤーのカバーの開け閉めに異音がするなどの問題があるが、プレーヤーとしての機能自体には問題が無いようなケースなどでは契約解除はできず、追完または代金減額請求だけができる可能性がある。

次に②契約の目的が達成できない場合についてであるが、本ケースではそもそも45回転のものだけとはいえ、レコードの再生自体に問題があるというのであるから、通常は品質において契約の目的が達成できないと考えられる。したがって次項で説明するように、債務不履行として契約を解除し、代金を返還してもらうことができる(新民法第564条で準用する第541条、第542条)。

新旧のルールを比較すると図表5の通り。

【図表5】

	現行民法	新民法
対象となる取引	特定物の取引	特定物・不特定物の取引
契約目的が達成できるとき	損害賠償	追完(交換・修理)、代金減額の請求
契約目的が達成できないとき	契約解除⇒代金返還請求	契約解除⇒代金返還請求

### 3—債務不履行の規律

#### 1 | 契約の解除

本項では前項で示した、②契約の目的が達成できない場合を解説する。この場合、債務不履行による解除を行うこととなる。売り手側の典型的な債務不履行としてはそもそもプレーヤーを送ってこないという事例であるが、これは早く送るように売り手側に催告(督促)を行ったうえでさらに送ってこなければ買い手側は契約を解除できる(新民法第541条、現行民法も第541条)のが原則である。

本ケースについて契約が解除できるかであるが、まず前述の通り、送付されてきたプレーヤーではレコードを聴くという本来の機能を果たせないことから、通常は契約の趣旨にしたがった履行とは言えず、債務不履行のひとつである不完全履行となる<sup>5</sup>。したがって、買い手側から完全履行するように、言い換えれば「交換又は修理」するように催告し、対応が無ければ契約を解除し、プレーヤーの返送と代金の返金請求を行うこととなる(新民法第541条、第545条)。

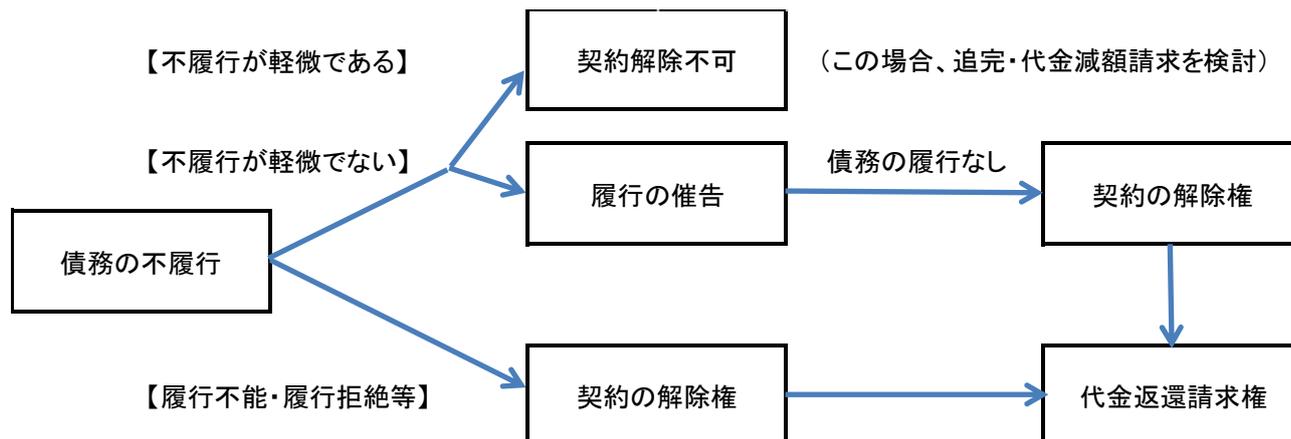
ただし、改正債権法では債務不履行における催告解除に関して「債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは」解除できないと明記した(新民法第541条ただし書き)。したがって欠陥や不具合があっても通常の利用に支障をきたさないものである場合においては、催告解除できない。たとえばカバーの開け閉めに異音がするが、通常の使用には支障がない場合などは解

<sup>5</sup> 債務不履行には履行遅滞、履行不能、不完全履行がある。

除できないと解されるであろう。この場合は、そもそも前項①の「契約の内容が達成できる場合」として、追完・代金減額請求をすることが考えられる。

なお、本ケースのように、解除ができるほどの不具合があった場合に、売主に修理能力があるか、代替品を持っているようなときを除けば、契約の完全履行は不可能である、または期待できないといえるため、催告は不要となり直ちに契約を解除できると考えられる(新民法第 542 条第 1 項第 1 号または第 5 号)。また、売主が交換・修理するつもりが無いと主張(履行拒絶)した場合も同様に即時解除できる(同条同項第 2 号)。債務不履行による解除の全体フローは図表 6 の通り。

【図表 6】



## 2 | 損害賠償請求

現行民法第 415 条では債務不履行の場合、債務者に対して損害賠償ができることとされているが、通説的見解では債務不履行となるには、債務者が債務を履行しないことに故意、過失またはそれと同視すべき事由があることが必要である。すなわち、売主(債務者)に何らかの落ち度がある場合に損害賠償ができるとされてきた。

改正債権法では「債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責に帰することができないときは損害賠償義務を負わない」という形で規定しており(新民法第 415 条)、売主に責任がないことを売主自身が立証すべきものと明確化した<sup>6</sup>。本ケースでも売主自身に責任が無いことを立証すべきこととなるが、自分から落ち度が無いことを立証するというのは通常は難しい<sup>7</sup>。

そうすると買主としては損害賠償ができそうであるが、何が損害となるかが重要である。この点、債務不履行による契約解除が行われた場合は履行に代わる損害賠償請求ができるとされている(新民法第 415 条第 2 項第 3 号、いわゆる履行利益)。本条の意味するところは売買が正常に終了していれば得られるはずであった利益も損害として賠償請求できるというものである。したがって通常想定される利用や転売による利益にかかる損害も賠償対象となる。しかし、買主が古物商として表示をしているようなケースは別として、通常のフリマアプリの取引で言えば、一般的には個人的な楽しみのためのプレイヤーの購入であろうから、実費程度、つまり物品の返送に必要な費用や各種手数料程度にとどまるのではないだろうか。

<sup>6</sup> 筒井健夫・村松秀樹「一問一答・民法(債権関係)改正」(商事法務 2019 年)p75 参照。

<sup>7</sup> 「立証責任あるところに敗訴あり」とも言われる。

## 4—おわりに

個人間の売買においては、一般に消費者保護にかかる法令が適用できない。たとえば消費者契約法は、事業者と消費者間の取引を規制するものとして立法されている（消費者契約法第2条第3項）。また特定商取引法において、規制対象となる通信販売の事業者となるかどうかについては消費者庁のガイドラインが出されている<sup>8</sup>。それによると、たとえば反復して出品している場合で、過去一ヶ月に200点以上出品しているケースなどが事業者該当し、特定商取引法の適用があるとされている。

国民生活センターの発表によれば、フリマアプリでの相談件数が増加しているとのことである<sup>9</sup>。それによると、偽物や壊れた物が送られてきて返金でトラブルになるとか、未成年者が巻き込まれたトラブルなど、悪意でフリマアプリを利用していると懸念される案件もある。偽物や壊れた物を送ってきたときは、当然、債務不履行で解除、代金の返還請求が可能である<sup>10</sup>。

ただ、国民生活センターでは、間に入るフリマアプリ業者は売買当事者ではなく、トラブル介入には限界があると注意喚起している。そして、はじめから悪意で取引をしようとする利用者に対して、法律は無力であることもある。権利があるといっても、最終的には訴訟を起こさないと相手に強制できないという側面があるからである。取引相手を実際に知っているわけでもなく、また手軽で便利なネット取引のトラブルを、裁判所に持ち込むというのはよほどのことがない限りできないであろう。その観点からは、ネット取引に当たっては、少額の取引から始めて、「慣れ」や危ない利用者に対する「嗅覚」みたいなものを養っていく必要があるのかもしれない。

---

<sup>8</sup> <http://www.no-trouble.go.jp/pdf/20120401ra01.pdf> 参照。

<sup>9</sup> [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180222\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180222_1.html) 参照。

<sup>10</sup> なお、特定物の契約締結後に破損した場合にかかる規律に関して、危険負担のルール変更が関係してくるが、本稿では省略する。